

清水町の消防団の設置及び消防団員の定員並びに非常勤消防団員の任命等に関する条例（平成27年清水町条例第24号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>団員が招集に応じて、火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、別表第2に定める報酬を支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員が公務のため旅行した場合は、非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号。以下「非常勤職員報酬等条例」という。）別表2に準じて費用弁償を支給する。</u></p> <p><u>別表第2（第12条関係）</u> <u>出勤等報酬</u></p> <p>(略)</p>	<p>(報酬)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員が招集に応じて、火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合は、別表第2に定める額を費用弁償として支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の場合を除き団員が公務のため旅行した場合は、非常勤職員の報酬及び費用弁償条例（昭和31年清水町条例第22号。以下「非常勤職員報酬等条例」という。）別表第2に準じて費用弁償を支給する。</u></p> <p><u>別表第2（第13条関係）</u></p> <p>(略)</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。